

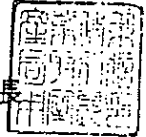
通商産業省

9 取 信 第 3 号

平成9年4月16日

北海道通商産業局商工部消費経済課長

通商産業省産業政策局取引信用室長



友の会事業者に対する今後の指導監督について

割賦販売法に基づく許可事業者である友の会事業者に対する指導監督については、立入検査等を通じ個別事業者への指導監督を実施していただいているところですが、法目的である消費者の権利を保護する観点で、従前から実施している個別事業者への指導監督をより効果的かつ効率的に実施することが必要であり、また割賦販売法に基づく最低資本金の引上げへの対応を監視する必要があります。

このため、最低資本金の未達事業者及び今後の指導監督を強化する友の会事業者の抽出を行い、これら個別事業者に対する指導監督を下記により行うこととされたい。また、今後の立入検査先については、これらの友の会監視事業者を優先して実施することとされたい。

なお、本通達に基づく指導監督については、今までに発出した別紙1記載の友の会事業者に係る指導監督等の通達と併せて実施することとし、また、本通達的主旨及び個別事業者に対する指導方針等については、必要に応じ貴局から関係都道府県担当者に周知方お願いします。

記

1. 資本金未達事業者

友の会事業者については、平成12年3月の割賦販売法の最低資本金引上げの施行猶予期間までを前期・後期の2期に分け、前期については割賦販売法の最低資本金の未達事業者を「資本金監視事業者」として資本金引上げ等の対応状況に

ついて監視を行うこととし、対応状況に応じて2、(3)のソフトランディング対応事業者として注意喚起を行うこととする。また、後期については個別事業者の経営方針に従い指導監督を強化することとする。

(1)前期の資本金未達事業者の対応

平成8年11月に実施した「資本金等実態調査」の結果及び許可特定取引業者副原簿に基づき「資本金監視事業者」を抽出し、個別事業者に係る資本金の増資計画のフォローアップを行うとともに、資本金の変更に係る届出を遅滞なく提出させることとする。

また、同実態調査の未提出事業者または増資計画未定の事業者に対しては、早急に計画を策定させ報告させることとする。

なお、同実態調査の今後の方針の回答として、「最低資本金のクリアが困難または営業休止（廃業希望）」と回答した事業者については、2、(3)のソフトランディング対応事業者の指導方法に従い、a～dの方法を検討させることとする。

(2)後期（平成10、11年度）での資本金未達事業者の対応

「資本金監視事業者」のうち、最低資本金の対応を不可とする事業者については、2、の「友の会監視事業者」として追加し、ソフトランディング対応事業者の指導方法に従い、消費者保護を前提とした指導を強力に実施する。

また、「資本金監視事業者」で増資計画実行可能事業者については、増資計画のフォローアップを行うとともに、資本金の変更に係る届出については遅滞なく提出させることとする。

2. 友の会監視事業者

(1)監視事業者の抽出及び分類分け

友の会事業者の前受金規模、親会社等の事業形態及び経営状況等を踏まえ、友の会監視事業者の抽出を行い、当面、次の2区分に分類分けを行い、指導を行うこととする。

① 監視指導事業者

② ソフトランディング対応事業者

また平成10年度には、資本金監視事業者の対応状況等を踏まえ、友の会監視事業者の抽出の見直しを行うものとする。

(2) 友の会監視事業者の基礎資料の作成

友の会監視事業者については、友の会事業者及び親会社等の財務内容及び経営状況等の把握を容易にするため、個別事業者の財務内容等を別紙2のチェック表として、所管通商産業局で作成する。また、当該事業者の決算期毎に最新のデータを追加し、常備することとする。

(3) 個別事業者に対する指導方法

①の「監視指導事業者」は、親会社等の経営状態を監視することを前提とし、経営健全化等の指導を友の会事業者を通じ実施する。当該監視指導事業者については、前受金入金分の運用を制限すること等も検討させることとし、財務体質が健全化するまでの間は、内部留保（前受金の一部を現預金で留保）の充実又は前受金の一部を現金供託による保全措置に移行させる指導を行うこととする。

②の「ソフトランディング対応事業者」は、前受金の規模、親会社等の事業実態に応じた指導を行うこととし、内部留保（前受金の一部を現預金で留保）の充実又は前受金の一部を現金供託による保全措置に移行させることを中心とした指導を行うとともに以下の方法で消費者の権利保護を図ることを検討させることとする。

- a. 前受金残高を1千万円以下に縮減する方法
- b. 友の会事業としての新規募集を自粛させ、残会員の買い物券利用等を促進させる方法
- c. 友の会事業を完全廃業し、会員移籍又は経営権譲渡等を行う方法
- d. その他の方法

別紙 1

- ・改正割賦販売法の施行について（昭和48年6月21日付け 48企局第524号）
 - 別紙3 法第44条の規定による立入検査の実施要領
 - 別紙4 許可割賦販売業者等の許可割賦販売法違反に対する取り扱いについて
 - 別紙5 許可割賦販売業者等の経営の健全化について
 - 別紙6 純資産額が法定額に満たなくなった場合の措置要領
- ・前払式特定取引業者（友の会）に対する指導監督の強化について（昭和53年9月8日付け 53産局第619号）
- ・「改正割賦販売法の施行について（昭和48年6月21日付け48企局第524号）」の一部改正について（昭和56年4月10日付け 56産局第424号）
- ・前払式特定取引業者に対する指導監督の強化について（昭和59年11月1日付け）
- ・「割賦販売法の施行について（昭和48年6月21日付け48企局第524号）」の一部改正について（昭和62年4月1日付け 62産局第148号）
- ・特別立入検査の実施について（平成3年10月17日付け 3産局第232号）
- ・前払式特定取引業者（友の会）に対する指導監督の強化について（平成4年6月19日付け 4取信第4号）
- ・前払式特定取引業者（友の会）に係る監督指導の強化について（平成5年2月5日付け 4取信第10号）（同事務連絡文書「前払式特定取引業者（友の会）に係る監視指導の強化について」の取り扱いについて）
- ・割賦販売法に基づく許可事業者に対する指導監督について（平成6年2月16日付け 6取信第3号）
- ・今後の友の会事業に係る法運用について（平成7年11月7日付け 7取信第12号）
- ・前払式割賦販売業及び前払式特定取引業のソフトランディング対応について（平成8年1月23日付け 8取信第1号）

衣ツクエ子業者の会の反対

平成9年 月 日作成
(単位：百万円)

所在地

事業者名

許可番号

決算期	スコアリング格付	前受金残高		現預金	貸付金	売上高	経常利益	純資産比	流動比率	経常収支率	立入検査年月日
		積立中	買物券等								
94/											
95/											
96/											
97/											
98/											
保証機関 <input type="checkbox"/> 割賦保証 <input type="checkbox"/> その他(契約先を明記)		前受金残高 <input type="checkbox"/> 法務局 <input type="checkbox"/> 対応先を明記)		資本金(現在 百万円) <input type="checkbox"/> 対応済 <input type="checkbox"/> 対応見込 (対応時期平成 年 月) <input type="checkbox"/> 未定・未確認 <input type="checkbox"/> 対応困難の意を表示有り	営業所・代理店数 平成 年 月 現在 ヶ所	取次店契約先 親会社以外を明記	監視指導区分 <input type="checkbox"/> 資本金未達事業者 <input type="checkbox"/> 監視指導事業者				
コメント(今後の対処方針)											

親会社名

(単位：百万円)

決算期	売上高	営業利益額	経常利益額	純資産額	現預金額	商品貯蔵品等在庫	借入額	支払手形	備考
95/									
96/									
97/									
98/									
業態又は取扱商品 <input type="checkbox"/> 百貨店(協会加盟) <input type="checkbox"/> 時計・貴金属・宝石									
<input type="checkbox"/> 百貨店(協会未加盟・その他) <input type="checkbox"/> スーパー(協会加盟) <input type="checkbox"/> スーパー(その他)									
<input type="checkbox"/> 雑貨等 <input type="checkbox"/> 楽器・食器 <input type="checkbox"/> その他()									
<input type="checkbox"/> 呉服 <input type="checkbox"/> 衣料品・婦人服・子供服等									
<input type="checkbox"/> 家具・寝具									

会社の概要
経営環境または経営状況
会社の系列、関連会社等の状況